

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t

2021. 7
通巻 第155号



contents

令和3年度通常総会 1

会長ご挨拶 2

祝辞 3

就任のご挨拶 4

横本先生藍綬褒章・理事会だより 8

令和2年度事業報告 9

令和3年度事業計画 14

新入会員紹介 20

しまなみ公園



愛媛県社会保険労務士会

令和3年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和3年6月17日午後2時より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和3年度通常総会が開催された。

成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があった。

議長には中予支部宮部真里会員、副議長に南予支部藤田浩光会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について説明がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第7号議案についてすべて原案通り承認された。

- 議事 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
第2号議案 令和2年度決算報告承認の件（監査報告）
第3号議案 令和3年度事業計画案審議に関する件
第4号議案 令和3年度収入支出予算案審議に関する件
第5号議案 理事及び監事の選任に関する件
第6号議案 会長の選任に関する件
第7号議案 会長推薦理事の選任に関する件

なお、昨年度に引き続き今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来賓をお招きせず、ソーシャル・ディスタンスに留意し最小限の出席人数で行った。





ご挨拶

愛媛県社会保険労務士会

会長 中井 康策

この度、令和3年6月17日の通常総会において、会員の皆様のご承認をいただき、愛媛県社会保険労務士会（愛媛県会）の会長に就任いたしました中井康策です。

愛媛県会は、社会保険労務士法が制定された1968（昭和43）年の10年後の1978（昭和53）年に全国社会保険労務士会連合会（連合会）の設立と同時に設立されました。初代会長の岡本貞俊氏から、日野誠司氏、上甲芳文氏、土居修二氏、前会長の横本恭弘氏へとバトンが渡され、私が6代目の会長を務めさせていただくことになりました。歴代会長のご功績に感謝と敬意を表しますとともに、これまでのご功績を汚すことのないよう、心して職責を全うする所存であります。

昨年来、人類史上に刻まれるであろう新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、国民へのワクチン接種が十分でない中、東京オリンピックの開催が決定し、感染拡大が懸念されているところです。また、内外需とも回復の兆しが見えず、宿泊業、飲食業及び旅行業等においては深刻な状況が続いており、事業継続と雇用維持への支援が切に望まれている中、愛媛県会といたしましては、国や県、市町の支援策の情報を収集し、会員への情報提供をスピーディーに行い、一人でも多くの会員が県内企業をサポートできるような体制強化に心がけます。そのためには、東・中・南予の各支部や各常務委員会等、愛媛県会組織内の機関が、それぞれ横の連携を密にし、情報を共有することが必要だと考えます。各支部長、委員長はもとより、理事・役員の皆様には、会員へのサービス向上に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

一昨年度より連合会が厚生労働省から受託して実施している「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」では、今年度も引き続き、会員社労士を専門家として派遣し、相談・指導に当たり、働き方改革の浸透に努め、年金事務所や「街角の年金相談センター松山（オフィス）」における相談業務を通じて、年金の円滑な受給に尽力いたします。

また、コロナ禍による雇用情勢の急激な悪化や混乱から、個別労働紛争のさらなる増加が予測されることから、総合労働相談所や「社労士会労働紛争解決センター愛媛」のPR活動を推し進め、社労士が関わる紛争処理の受け皿機関の認知度を高めてまいります。

さらに、関係行政機関及び労働団体とはこれまで同様、緊密な協力・支援関係を維持し、連合会、政治連盟及びS R 経営労務センターとも連携して事業を円滑に遂行してまいります。

今年で設立43年目を迎える愛媛県会は、360名を超える会員を有しています。私は、会員一人ひとりが社労士資格に誇りを持って働くこと、社労士の仕事に生きがいを感じされることを常に第一に念じています。

これから約2年間、愛媛県会のため愛媛県会員のために、理事、役員、事務局職員と力を合わせて、社労士のさらなる地位向上を目指して邁進していきますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長　大野　実

愛媛県社会保険労務士会令和3年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウィルスの感染拡大は、内外の社会経済活動に深刻な影響を与えており、あらゆるもののが在り方や考え方を見直され、価値観や生活様式も一変しました。現在、医療従事者、高齢者へと順次ワクチンの供給が始まりましたが、国民の不安はぬぐい切れていない状況です。

このコロナ禍において、政府では、緊急経済対策として財政・金融・税制等あらゆる政策を導入しています。特に深刻化する雇用問題については、雇用維持・事業継続、失業対策など、国民が生活を守り抜いていくための様々な施策を講じてきました。

社労士会では、「人を大切にする企業づくり」の視点から、政府が打ち出す施策に積極的に協力し、労働社会保険諸法令の専門家の社会的使命として全力で取り組んでいます。

一方で、コロナウィルスの感染予防に対応するため、多くの企業では業務のデジタル化や働き方改革が一気に進みました。テレワーク、時差通勤等が実践されることで、人々の暮らし方が変わり、「新たな日常」（ニューノーマル）が確立しつつあります。

また、働く従業員の健康と安全、雇用の維持といった「非財務」の重要性が注目され、いかに持続可能な企業を確立できるかが大きな課題となっていました。

このような社会全体の価値観が大きく変わっていく中で、私たち社労士も時代に対応するための変革を求められています。全国の社労士ひとり一人がこれまでに蓄積した知見に加え、自らの業務に新たな付加価値を持たせ、確固たる信頼を得られるよう、日々、研鑽に努めなければなりません。

この状況を踏まえ、令和三年度、連合会では、「デジタル化推進に関する事業」及び「働き方改革推進支援に関する事業」を大きな柱に据え、コロナウィルスの感染状況を見極めつつ事業を展開して参ります。

さらに、労務管理の業務領域における「経営労務診断」「経営労務監査」「社労士診断認証制度」の推進、グローバル化への対応、外国人材の受け入れ支援など様々な視点から積極的に事業を展開して参ります。

また、このたび、待望の「社労士白書」を発行することができました。この「社労士白書」では、統計的なデータを整理し、これまで連合会が取組んできた事業を纏めています。今後は、内容をさらに充実させ、毎年定期的に発行して参りますので、業務の一助として活用していただけましたら幸いです。

未だコロナウィルスが蔓延している中において、今年度も痛みを伴う試練の年となることが予想されます。引き続き、連合会においては、「Beyond CORONA」、みんなでコロナを乗り越えていこうというメッセージを掲げ、気概を持って強い思いで、会員一丸となって令和三年度の事業に取り組んで参ります。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のご挨拶と致します。

就任のご挨拶



副会長・南予支部長 岡本 恭英

このたび、総会での役員改選で副会長及び南予支部長に再任されました岡本恭英です。昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、愛媛県社会保険労務士会においても、各種事業運営に大きな制約を受けることとなりました。今年度も、暫くは「新しい生活様式」への対応が求められますが、愛媛県社会保険労務士会及び南予支部の発展のために、微力ではございますが全力で取り組んでまいりますので引き続きよろしくお願ひします。

私は、令和1・2年度、連合会の倫理委員を拝命し他県の倫理委員の方とともに社労士の職業倫理について考える機会をいただきました。職業倫理については、倫理研修の受講を通じて理解しているつもりでしたが、社会の変化とともに社労士に求められる職業倫理も変化していることを勉強させて頂きました。そして、5年に一度必ず受講しなければならない義務研修である倫理研修を受講することで、高度の専門性と職業倫理を保持し、国民に対して誠実・公正に業務を行うことが重要であると感じました。また、国民から寄せられる苦情をもとに、その内容を倫理研修教材に反映していくサイクルを継続して行うことで、すべての社労士が、職業倫理に対する意識をより一層高め、社会の要請に応え得る専門家になり、それが社労士制度の発展に繋がっていくものと考えます。

以上簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶



副会長・研修委員長 武田 一展

この度、副会長及び研修委員長を拝命いたしました武田一展です。思いもよらぬ重責を担うこととなり当初は困惑しておりましたが、自身の大きな成長の機会ととらえ精一杯務めさせていただく所存です。

現在、我々社労士を取り巻く環境は「働き方改革」の旗のもと大きな変革を求められておりましたが、このコロナ禍において更に混沌とした状況であると言っても過言ではありません。同一労働同一賃金、テレワーク推進、兼業許可、各ハラスメント等様々な法改正や取り組みがなされ、その日一日をやり過ごすのが精一杯で前後、左右、上下もわからない渦の中で藻掻いているような感覚にさえ陥ります。

コロナ禍において社労士への期待が日増しに大きくなってきており、変革のスピードは未だかつてない速さで押し寄せてきています。通常10年掛けて移行するところをこの1年間で無理矢理変えられてしまったという見方が正解かもしれません。それらを乗り越えるために「いち社労士」が柔軟に進化するには限界がある様に感じることが、決して少なくありません。

最終的な責任は会員個々が取らざるを得ませんし、又ビジネスとして捉えればそれぞれが競業他者ではありますが、会員同士が互いに助け合って行けることはまだまだ沢山あるのではないでしょうか。

会長、副会長はもとより理事、支部幹事、委員会委員だけの力では及ばない事案も大いに想定されます。県会の事業活動は、会員の皆様のご参加とご協力とご理解なしには進みません。中井会長の下、先頭に立って頑張りますので、ご支援の程よろしくお願ひ致します。



就任のご挨拶

副会長・中予支部長 新木本 恵美

今期、副会長と2期目の中予支部長を拝命しました。人間としても、社労士としても、一年かかっても木の年輪ほどのサイズ感でしか成長していないと思うのですが、背負わせて頂く看板だけは、どんどんと大きくなっていくことに不安しかありません。ですが、この大役を任せて頂けるのであれば微力ながら精一杯、務めさせて頂きたいと思います。

前期の支部長の時もそうでしたが、愛媛会では初の女性での副会長になります。聞いた方が、「社労士会も女性を副会長に据えるようになったのだな。」と真っ先に思われるようでは、本当にまだまだ私の実力不足だなと思います。

もちろん、聞いた時、見た時の第一印象というのは他人を評価する重要な要素だと思いますが、近頃は、「ノンバイナリー」という新しい言葉も使われるようになりました。「男性だから」「女性なのに」ではなく、格好や性別等に関係なく、一個人としての「人間力」を買われて副会長という重責を任せられているのだな、と任期満了の2年後には、聞いた皆さんに思って頂けるよう、役に相応しい人間となれるように努力していきたいと思います。

日々、木の年輪程の僅かな成長しか出来ていない中でも、いつか少しづつ積み重ねた成長で、あすなろの大木の様な人間になれるように、と憧れをもって、務めて参りたいと思います。2年間、どうぞ宜しくお願い致します。



就任のご挨拶

常任理事・東予支部長 赤星 寛

この度東予支部長を拝命致しました赤星寛と申します。当支部の会員数は90名弱、地域は四国中央市から今治市まで大変広く、東予支部長という重責に大変身の引き締まる思いであります。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の関係で各種事業がストップし、支部の活動においては、なかなか会員の先生方との交流を図ることができませんでした。

今年度の初めには、愛媛県また東予地区におきましても新型コロナウイルスの感染者が多数確認され、まん延防止等重点措置が適用されました。支部の先生方も企業対応等で大変お忙しくされていることと存じます。ワクチン接種も進む中、まだまだ不安で会食や移動もままならない日常ですが、私も新支部幹事の先生や地域の諸先輩の協力を頂きながら、経験豊かな先生から新入会員の先生まで、なるべく多くの先生方に研修や厚生事業に参加して頂けるよう、会務に取り組んでいきたいと考えております。

そして東予支部の先生方がより業務を円滑に進めて行くことができるよう、いろんなサポートをしたいと考えておりますので、何か疑問や不安な事、もしくは支部の先生方に発信したいことなどありましたらいつでも教えてください。東予支部の発展に誠心誠意精励する所存でございますので、会員の先生方の変わらぬご指導ご懇情を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・事業委員長 玉井 健志

この度、事業委員長を拝命いたしました東予支部の玉井健志です。事業委員長という重責に身の引き締まる思いです。微力ではありますが、与えられた任期の2年間を全力で取り組んでいきたいと思います。

コロナ禍の中、大きく社会が変わり、社労士としての存在価値を一層強くするため、事業委員会として、社労士制度推進に関する事業、社会貢献に関する事業、行政機関等への協力に関する事業の取り組みを行っていきます。会員の皆様のご協力がなければ事業として行えないものばかりです。積極的に事業に参加していただけたらと思います。

事業委員長として会員の皆様のお役に立てるることは、ほんのわずかかもしれません、少しでもお役に立てるよう努力して参ります。ご協力、ご指導のほどよろしくお願ひ致します。



就任のご挨拶

常任理事・財務委員長 栗田 欣典

この度、財務委員長を拝命しました中予支部の栗田欣典です。

財務委員会は、予算・決算書の作成をはじめとする、県会の財務運営に関する事項をお預かりする委員会になります。最近時折考えるのですが、日本には変化しないことを良として使う言葉があります。「ぶれない」「安定」「有言実行」などです。

ところが、近年出口の見えないコロナ禍が続く中、変化を求められる場面が多くなったように感じます。これを財務に当てはめた場合、どちらが良とされるのか、各支部、各委員会の皆様とも意思疎通を図り、各事業が円滑に進むよう傾注してまいりたいと思います。

2年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・業務監察・広報委員長 薦 田 勉

この度、常任理事となりました薦田勉です。

コロナ禍で時代が大きく変わっていく予感さえ漂う昨今の状況下において、愛媛会も長らく続いた横本体制から中井体制に移行、新たに役員に就かれた方も多く、まさに次代を見据えた体制に移行したといえます。

これまでの経験を活かしつつ、新会長を支え、会員のお役にたてるよう微力ながら努力していきたいと考えています。

なお、担当は業務監察・広報委員会ですが、業務監察・広報委員会の所掌事項は次のように定められています。

1. 類似名称の使用制限に関する事項
2. 会員社会保険労務士でない者の業務制限に関する事項
3. 他士業との関連に関する事項
4. 他団体における社会保険労務士業務に関する事項
5. 社会保険労務士制度の広報に関する事項

これをみると、非社労士からの業務侵害への対応など主に防衛的な側面が重視された内容となっているようにも見えますが、外に対して社労士を積極的にアピールする広報活動の比重が高くあるべきではないでしょうか？

柔軟な考えをもった委員会メンバーとともに、当会の広報活動がより一層効果的なものとなるようしていきたいと考えておりますので、会員の皆様におかれましてもご協力よろしくお願いします。



就任のご挨拶

常任理事・総務委員長 松 浦 僚

この度、常任理事・総務委員長を拝命いたしました、中予支部の松浦僚です。初めての大役に身の引き締まる思いと同時に委員を引き受けて頂いた方が心強く、ホッとしています。

総務委員会の所掌事項は、年4回の会報発行・県会ホームページの充実・諸規定の制定改廃・その他委員会に属さない事項となっています。

特に会報につきましては、会員の交流の場・情報発信の場となっていることから、全会員の協力が必須となります。研修会勉強会での感想や、趣味・おすすめ情報・経験談（昔話）などのネタをどんどん提供して頂けると大変ありがたいです。また、執筆依頼をお願いした場合、快く引き受けて頂ければ幸いです。

そして、ホームページにつきましては、外部への情報発信の場として、社労士業務だけでなく、社会貢献活動（出前授業等）の様子などを掲載することで、社労士としての活動の幅をアピールしていきたいと思います。

実力経験ともに不足しているので、周りの方にご迷惑をおかけすることもあると思いますが、2年間の任期をしっかりと全うするよう努めて参ります。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

横本 恭弘 先生

藍綬褒章 おめでとうございます

令和3年4月29日 栄えある藍綬褒章を受章されました。

心よりお慶び申し上げます。

今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

理事会だより

〔理事会〕

※令和3年5月18日(火) 県会事務局会議室において、第257回理事会を開催した。

議題

- 1 令和3年度通常総会の開催について
- 2 令和3年度通常総会の議案書について
- 3 令和3年度通常総会の役割分担について
- 4 慶弔金規程第3条に基づく表彰祝金の贈与について
- 5 各委員会・支部報告
- 6 その他

※令和3年6月17日(木) ANAクラウンプラザホテル松山において、第258回理事会を開催した。

議題

- 1 副会長及び常任理事の選任等について
- 2 その他

※令和3年6月25日(金) 県会事務局会議室において、第259回理事会を開催した。

議題

- 1 支部について
- 2 常務委員会について
- 3 苦情処理相談窓口について
- 4 綱紀委員会について
- 5 総合労働相談所について
- 6 ADRについて
- 7 その他

委員会だより

〔財務委員会〕

※令和3年5月14日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和2年度決算について
- 2 令和3年度予算(案)について

〔事業委員会〕

※令和3年5月21日(金) オンライン会議システムZoomを用いて、開催した。

- 1 臨時労働保険指導員候補者派遣前講習について
- 2 その他

〔研修委員会〕

※令和3年4月9日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 研修企画提案書について
- 2 令和3年度 第1回 必須研修について
- 3 その他

〔支部だより〕

〔中予支部〕

※令和3年4月12日(月) 中予支部役員会を開催した。

場所 県会事務局会議室

内容

- 1 5月17日の中予支部研修会の開催について
- 2 厚生事業について
- 3 各委員会報告
- 4 その他

※令和3年5月17日(月) 中予支部研修会を開催した。

場所 ホテルマイステイズ松山

内容

- 1 65歳超雇用推進助成金、その他について
- 2 産業雇用安定センターの業務内容について 他
- 3 パート・有期雇用労働法の均等・均衡待遇規定、令和3年度助成金制度、総合的ハラスメント制度について
- 4 監督指導に当たっての実務、押印廃止について 他
年度更新の留意点について
- 5 雇用調整助成金の変更点、押印廃止について 他
- 6 算定基礎届の留意点、押印廃止、社会保険適用拡大について 他

令和2年度事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

令和元年11月に端を発した新型コロナウイルス感染症は、令和2年度になってますます猛威を振るい、4月には全国に緊急事態宣言が行われるなど、人々の各方面にわたる社会活動や経済活動等を委縮、停滞させることになった。

愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においても、通常総会の開催をはじめ各事業の規模縮小や中止を余儀なくされたが、一方で、関係行政機関からの要請に基づき雇用調整助成金をはじめとする相談窓口に社会保険労務士（以下「社労士」という。）を派遣するなど、第3次産業を中心にコロナ禍で大きな打撃を受けた県内事業者や労働者の支援に大きな役割を果たすことができた。また、こうした社会情勢に柔軟に対応し、会員向けに会場での研修と並行してオンラインでの研修を実施するなど一定の成果を収めたほか、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が実施する「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」の一端を担い、希望する事業所に社労士を派遣して働き方改革に関する相談・提案等の業務を行った。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、令和2年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報の充実を図り、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」となることを目指し、フレッシュ会員広場では、入会して間もない会員の紹介を続けるとともに、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をしていただけるよう、より多くの会員から寄稿していただくよう努めた。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載した。
- (3) 愛媛県社会保険労務士会事務局の就業規則等を改正した。

2. 財務委員会

- 健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について
愛媛会主催で、社労士制度推進月間に県下5か所で開催する予定であった無料相談会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催を見送った。

4. 研修委員会

(1) 必須研修について

- 「誇り高き社労士の時代へ」を主たるテーマに連合会副会長（デジタル化推進特別委員会委員長、埼玉県社会保険労務士会会長）石倉 正仁氏を招いて必須研修を実施した。
・令和2年11月実施…参加者40名 WEB参加60名 参加率27.8%
- (2) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により令和3年2月1日～同年3月31日までにeラーニングにて実施した。対象者99名
 - (3) 新規入会者研修について
必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、県会の組織、行政協力、支部の活動についての理解を深め、県会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような研修を前年度対象者（新型コロナウイルス感染防止対策のため延期）と本年度対象者と合わせて令和3年2月10日に実施した。
 - (4) 労働安全衛生管理研修について
新型コロナウイルス感染防止対策の観点から令和2年度は実施を見送った。
 - (5) 支部研修との連携について
県会の実施研修は時事的課題に関するテーマを主題とし、各支部の実施研修は行政による制度説明を主にして研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。
中予支部は、新型コロナウイルス感染防止対策としてオンライン研修を令和2年10月2日に実施した。
 - (6) メンタリング制度及び自主研修会への補助について
メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。
・令和2年度メンタリング制度利用者 2名（令和2年度開業登録6名中1名）
 - (7) すべての研修において、新型コロナウイルス感染防止対策の為、延期、中止が相次ぎ充分な運営が行えなかつたことを反省し、次年度はオンライン講義などを併用して実施していくことを検討する。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。
 - ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除ブレードの掲示とともに業務侵害の予防を図った。
 - ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。
- (2) 広報に関する事業
 - ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。
 - ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。
 - ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、愛媛新聞、法人会広報等への有料広告を掲載し、社労士

活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。

- ④ コロナ禍の影響で、10月の社労士制度推進月間に開催していた無料相談会やお城下リレーマラソン、2月の愛媛マラソンが中止となつたことから、例年実施していた広報活動の縮小を余儀なくされたが、24時間テレビのCMに加え、コロナ禍に対応した「守りたいこの笑顔」企画のテレビCMを活用し、各方面への広報活動を推進した。
- ⑤ ホームページのタイムリーな更新、県や経済団体等を含めた積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行う予定であったが新型コロナウイルス感染症の蔓延により、予定していた研修会は、労働関係研修会のみ親睦会をせずに実施した。
- ② 労働・社会保険行政との意見交換会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施できずに終わった。なお今後も感染状況を鑑み、行政機関へ意見交換会の実施を呼びかけていきたい。
- ③ 支部役員会を4回開催し、研修会、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して支部運営にあたつたが、未実施の事業が多くなつた。
- ④ 12月に県下合同で忘年会（厚生事業）を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となった。次年度においては、感染状況を判断しながら厚生事業を実施する予定。

(2) 中予支部

- ① 令和2年度は全世界で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症のため、世界情勢は大きく変化し、生活様式も否応なく変化せざるを得なくなる中、社会保険労務士を取り巻く環境も一変し、通常の業務を行う上でも、また研修等の開催方法についても大きく変化を求められた。
- ② その様な中で、「やめる」という無難な選択をするのではなく、どのようにしたら開催できるかを追求し、コロナ禍においても研修会等を開催できる方法を模索し、支部研修においてはZOOMと会場での受講を並行するハイブリッドでの研修を開催した。
- ③ 支部の厚生事業では、コロナ禍であつても、出来る限りの感染予防の対策をすることで安心して参加することができ、直接会う機会が減っている中で参加した会員間のコミュニケーションを図ることが出来るような余興案を企画・実施した。併せて支部運営への理解と関心、また、会務への参加意識の高揚に努めた。
- ④ 支部幹事の各人が、支部研修会のテーマ選定、企画、運営等を責任もつて担当することにより、支部運営への理解を深めた。

(3) 南予支部

- ① 今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により計画していた研修や事業をいくつか中止せざるを得ない状況だったが、感染防止対策を徹底したうえで、行政の協力を得て法律改正などに対応した研修事業を行つた。
- ② 9月の労働関係研修会においては、八幡浜労働基準監督署及び八幡浜公共職業安定所の協力を得て、法改正情報やネットを活用した求人登録の実務についての研修を行つた。
- ③ 10月には、宇和島年金事務所との連絡会議を開催して、電子申請の活用状況や事業所の総合調査及び「ねんきんネット」の登録状況等について意見交換を行つた。
- ④ 会員間の親睦を図るための厚生事業（伊予灘ものがたり乗車）を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みて次年度に延期することとした。

7. 総合労働相談所

(1) 相談実績

- ① 平日に相談員を社労士会館に配置し個別相談に応じた。
- ② 令和2年度は、来所17件、電話128件の相談があった。

(2) 相談員研修

- ① 令和3年2月15日に、講師に松山大学村田毅之教授をお招きし、労働紛争解決センター愛媛と合同で研修会を実施した。
- ② なお、本研修会は、一般会員の参加も募つたことから、相談員11名、一般会員81名の参加があった。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

- ① 総合労働相談所との連携に努め、2件のあっせんを受理した。

(2) 研修について

- ① あっせん委員候補者研修を解決センター、総合労働相談所合同で開催し、あっせんの社会的意義や、制度の概要について理解を深め、担当者のスキルアップを図つた。

(3) 広報について

- ① 総合労働相談所経由であっせん申立てに至るケースも多いことから、双方連携して広報活動を行つた。また、えひめ社労士会だよりにセンターの広報文を掲載し、制度の周知を図つた。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- ① 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- ② 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- ③ 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- ④ 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- ⑤ 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- ⑥ 連合会が受託した「令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」に協力し、派遣型専門家の登録を行つた。
- ⑦ 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- ⑧ 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- ⑨ 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- ① 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- ② 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- ③ 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図つた。
- ④ 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。
 - ① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図つた。
- ⑤ 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図つた。

令和2年度決算報告

財産目録

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,108,562	15,454,102	4,654,460
未収会費	6,000	390,000	△ 384,000
仮払金	11,344	0	11,344
流動資産合計	20,125,906	15,844,102	4,281,804
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	13,835,582	15,474,271	△ 1,638,689
記念事業積立金	2,871,972	2,371,771	500,201
特定資産合計	16,707,554	17,846,042	△ 1,138,488
(2) その他固定資産			
建物	37,508,888	38,515,838	△ 1,006,950
什器備品	439,291	623,311	△ 184,020
土地	25,245,000	25,245,000	0
その他固定資産合計	63,193,179	64,384,149	△ 1,190,970
固定資産合計	79,900,733	82,230,191	△ 2,329,458
資産合計	100,026,639	98,074,293	1,952,346
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,604,350	1,894,200	△ 289,850
前受会費	360,000	336,000	24,000
預り金	295,321	324,952	△ 29,631
流動負債合計	2,259,671	2,555,152	△ 295,481
2. 固定負債			
長期借入金	13,976,758	15,933,901	△ 1,957,143
固定負債合計	13,976,758	15,933,901	△ 1,957,143
負債合計	16,236,429	18,489,053	△ 2,252,624
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	83,790,210	79,585,240	4,204,970
正味財産合計	(16,707,554)	(17,846,042)	(△ 1,138,488)
負債及び正味財産合計	83,790,210	79,585,240	4,204,970
負債及び正味財産合計	100,026,639	98,074,293	1,952,346

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店 伊予銀行松山駅前 伊予銀行本店 定期預金 伊予銀行松山駅前 未収会費 仮払金 東予支部	52,212 16,497,626 153,308 16,344,267 51 3,558,724 3,558,724 6,000 11,344 11,344
		一般会計 一般会計 連合会試験事務	
		定期預金	3,558,724
		伊予銀行松山駅前	3,558,724
		未収会費	6,000
		仮払金	11,344
		東予支部	11,344
流動資産合計			20,125,906
(固定資産)			
特定資産	会館維持積立金 記念事業積立金	定期預金 愛媛銀行本町	13,835,582 13,835,582
		定期預金 伊予銀行松山駅前	2,871,972 2,871,972
その他固定資産	建物 什器備品 土地	建物 什器備品 土地	63,193,179 37,508,888 439,291 25,245,000
固定資産合計			79,900,733
資産合計			100,026,639
(流動負債)			
未払金	社労士謝金	年金事務所謝金	1,604,350 1,604,350
	前受会費		360,000
	預り金		295,321
	所得税		200,419
	社会保険料		47,502
	連合会		47,400
流動負債合計			2,259,671
(固定負債)			
長期借入金	SRセンター		13,976,758 13,976,758
固定負債合計			13,976,758
負債合計			16,236,429
正味財産			83,790,210

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	33,654,000	35,583,000	34,966,000	617,000
入会金	750,000	805,000	650,000	155,000
会員会費	32,904,000	34,778,000	34,316,000	462,000
事業収益	24,625,300	24,201,290	24,922,699	△ 721,409
年金事務所受託収入	22,458,000	22,242,070	23,135,010	△ 892,940
鈴鹿年金相談センター松山(オフィス)受託収入	1,800,000	985,880	748,103	237,777
試験事務受託収入	100,000	99,940	99,957	△ 17
ゆうちょ銀行受託収入	267,300	873,400	939,629	△ 66,229
受取負担金	3,242,000	442,029	1,420,201	△ 978,172
研修事業負担金	830,000	20,000	0	20,000
諸物領布斡旋収入	700,000	326,029	313,201	12,828
東予支部事業負担金	632,000	0	573,000	△ 573,000
中予支部事業負担金	570,000	96,000	434,000	△ 338,000
南予支部事業負担金	510,000	0	100,000	△ 100,000
受取交付金	17,355,000	16,818,086	16,880,933	△ 62,847
連合会等交付金等収入	2,425,000	3,150,395	3,339,272	△ 188,877
各種団体交付金等収入	14,930,000	13,667,691	13,541,661	126,030
雑収益	275,000	156,544	204,508	△ 47,964
受取利息	5,000	1,986	1,721	265
雑収入	270,000	154,558	202,787	△ 48,229
経常収益計	79,151,300	77,200,949	78,394,341	△ 1,193,392
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,930,000	7,347,300	7,320,800	26,500
2. 人件費支出	23,093,700	21,823,973	20,393,258	1,430,715
給料手当	18,980,000	17,772,767	16,142,724	1,630,043
法定福利費	2,878,000	2,610,556	2,497,912	112,644
中退共掛金	432,000	432,000	324,000	108,000
謝金	803,700	1,008,650	1,428,622	△ 419,972
3. 事業費支出	60,057,600	43,824,706	51,389,006	△ 7,564,300
研修費	4,360,000	1,687,893	3,580,661	△ 1,892,768
広報宣伝費	2,580,000	1,233,246	1,913,163	△ 679,917
総合労働相談事業費	1,800,000	1,612,116	1,434,673	177,443
労働紛争解決センター費	1,380,000	249,763	143,559	106,204
労働条件審査費	100,000	0	0	0
会報発行費	1,000,000	882,972	968,580	△ 85,608
諸物領布斡旋費	500,000	239,926	351,654	△ 111,728
行政等連絡費	200,000	132,720	23,860	108,860

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
行政協力等費	22,459,000	22,630,821	23,985,278	△ 1,354,457
会員厚生費	500,000	67,755	361,413	△ 293,658
名簿発行費	250,000	240,754	229,601	11,153
会則等整備費	200,000	147,400	0	147,400
表彰費	100,000	74,200	50,000	24,200
東予支部費	1,450,000	304,170	1,126,909	△ 822,739
中予支部費	2,000,000	893,316	1,483,588	△ 590,272
南予支部費	910,000	170,214	500,000	△ 329,786
租税公課	2,203,000	2,398,000	1,376,300	1,021,700
総会費	1,500,000	510,061	1,471,417	△ 961,356
会議費	3,082,000	713,080	1,294,140	△ 581,060
地域協議会費	2,400,000	80,387	2,746,536	△ 2,666,149
賃借料	900,000	707,857	729,564	△ 21,707
旅費交通費	400,000	33,000	78,990	△ 45,990
印刷製本費	800,000	547,218	1,164,859	△ 617,641
通信運搬費	1,150,000	854,776	768,062	86,714
涉外費	500,000	82,697	175,040	△ 92,343
水道光熱費	600,000	584,768	581,581	3,187
修繕費	3,300,000	2,673,000	0	2,673,000
支払利息	80,000	79,670	89,407	△ 9,737
事務局費	3,353,600	2,790,816	3,539,544	△ 748,728
消耗品費	0	11,140	29,654	△ 18,514
減価償却費	0	1,190,970	1,190,973	△ 3
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
経常費用計	92,581,300	72,995,979	79,103,064	△ 6,107,085
当期経常増減額	△ 13,430,000	4,204,970	△ 708,723	4,913,693
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,430,000	4,204,970	△ 708,723	4,913,693
一般正味財産期首残高	79,585,240	79,585,240	80,293,963	△ 708,723
一般正味財産期末残高	66,155,240	83,790,210	79,585,240	4,204,970
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	66,155,240	83,790,210	79,585,240	4,204,970

正味財産増減計算書内訳表

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	35,583,000	0	0	35,583,000	
入会金	805,000	0	0	805,000	(注1)
会員会費	34,778,000	0	0	34,778,000	(注2)
事業収益	22,342,010	873,400	985,880	24,201,290	
年金事務所受託収入	22,242,070	0	0	22,242,070	(注3)
年金相談会員仙(かわ)受託収入	0	0	985,880	985,880	
試験事務受託収入	99,940	0	0	99,940	(注4)
ゆうちょ銀行受託収入	0	873,400	0	873,400	
受取負担金	442,029	0	0	442,029	
研修事業負担金	20,000	0	0	20,000	(注5)
諸物頒布斡旋収入	326,029	0	0	326,029	
東予支部事業負担金	0	0	0	0	(注6)
中予支部事業負担金	96,000	0	0	96,000	(注7)
南予支部事業負担金	0	0	0	0	(注8)
受取交付金	16,818,086	0	0	16,818,086	
連合会等交付金等収入	3,150,395	0	0	3,150,395	(注9)
各種団体交付金等収入	13,667,691	0	0	13,667,691	(注10)
雑収益	156,541	3	0	156,544	
受取利息	1,983	3	0	1,986	
雑収入	154,558	0	0	154,558	(注11)
経常収益計	75,341,666	873,403	985,880	77,200,949	
(2) 経常費用				0	
1. 連合会支出	7,347,300	0	0	7,347,300	(注12)
2. 人件費支出	20,815,323	408,650	600,000	21,823,973	(注13)
給料手当	17,772,767	0	0	17,772,767	
法定福利費	2,610,556	0	0	2,610,556	
中退共掛金	432,000	0	0	432,000	
謝金	0	408,650	600,000	1,008,650	
3. 事業費支出	43,327,284	111,542	385,880	43,824,706	
研修費	1,417,053	0	270,840	1,687,893	(注14)
広報宣伝費	1,233,246	0	0	1,233,246	(注15)
総合労働相談事業費	1,612,116	0	0	1,612,116	
労働紛争解決センター費	249,763	0	0	249,763	(注16)
会報発行費	882,972	0	0	882,972	(注17)
諸物頒布斡旋費	239,926	0	0	239,926	
行政等連絡費	132,720	0	0	132,720	(注18)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
行政協力等費	22,630,821	0	0	22,630,821	(注19)
会員厚生費	67,755	0	0	67,755	(注20)
名簿発行費	240,754	0	0	240,754	
会則等整備費	147,400	0	0	147,400	
表彰費	74,200	0	0	74,200	
東予支部費	304,170	0	0	304,170	(注21)
中予支部費	893,316	0	0	893,316	(注22)
南予支部費	170,214	0	0	170,214	(注23)
租税公課	2,398,000	0	0	2,398,000	(注24)
総会費	510,061	0	0	510,061	
会議費	713,080	0	0	713,080	(注25)
地域協議会費	80,387	0	0	80,387	(注26)
賃借料	707,857	0	0	707,857	(注27)
旅費交通費	29,340	0	3,660	33,000	
印刷製本費	547,218	0	0	547,218	(注28)
通信運搬費	840,296	0	14,480	854,776	(注29)
涉外費	82,697	0	0	82,697	(注30)
水道光熱費	584,768	0	0	584,768	
修繕費	2,673,000	0	0	2,673,000	
支払利息	79,670	0	0	79,670	(注31)
事務局費	2,593,514	111,542	85,760	2,790,816	(注32)
消耗品費	0	0	11,140	11,140	
減価償却費	1,190,970	0	0	1,190,970	(注33)
経常費用計	71,489,907	520,192	985,880	72,995,979	
評価損益等調整前当期経常増減額	3,851,759	353,211	0	4,204,970	
評価損益等計	0	0	0	0	
当期経常増減額	3,851,759	353,211	0	4,204,970	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,851,759	353,211	0	4,204,970	
一般正味財産期首残高	79,940,560	△ 353,320	0	79,585,240	
一般正味財産期末残高	83,792,319	△ 2,109	0	83,790,210	
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高					
正味財産期末残高	83,792,319	△ 2,109	0	83,790,210	

令和3年度事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和2年に多大な影響を社会に与えた新型コロナウイルス感染症も、ワクチンが開発され、集団免疫の確保に向けたワクチンの接種が着々と進められようとしている。

このような中にあって、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、推移する社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、「Withコロナ/Afterコロナ」を踏まえた「Beyondコロナ」の将来に向かって、国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業づくり」の支援と「人を大切にする社会」の実現を目指し、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と一層の連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

また、コロナ禍を契機として、テレワーク等社会が大きな変貌を遂げようとしている中、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）のデジタル社会に向けた対応についても、連合会と連携して検討を進めていく。

更に、依然として社労士の不適切な広告や情報発信、助成金業務に関する不適切な行為等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、今まで以上に社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われる環境となっていることから、今年度も引き続いて、より一層職業倫理と品位保持の取組みを強化し、信頼向上に努める。

以上のことと踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行うとともに、会報が会員の「集いの広場」となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、より多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社会保険労務士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載していく。
- (3) 会則等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な財務管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。さらに、社労士の電子化・個人情報保護等の取組支援をする。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援、とりわけ、企業主導型保育施設への労務監査については、社労士の業務領域拡大のための施策として、連合会と連携して検討、実施する。

(2) 社会貢献に関する事業

社会保険労務士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業について、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で目標を下回ったが、応募日を早めた影響もあり、応募自体はいただいていた。引き続き本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構や街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催に力を入れ、年金制度の普及促進に貢献する人材の育成を推進する。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

全国社会保険労務士会連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、新型コロナウイルス感染防止対策としてオンライン開催を交えて下記の内容にて開催実施する。

(1) 必須研修について

働き方改革及びテレワークに取り組む事業主を支援するために、資質の向上・専門性向上のための研修を実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させる研修を実施する。

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新規入会者研修について

新規入会者を対象とし、社労士としての必要な基礎知識を習得するための研修、職業倫理の遵守に関する研修を年1回実施する。また、会の組織、事業内容等について紹介するとともに、新規入会者の会への積極的な参加を図る。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度の効果的な実施を行う。また、利用者と共にメンタリング制度の周知を行っていく。

(5) その他

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策として三密を避けるため、会場参加とオンライン参加とを併用して研修を実施する。
- ② 「研修企画提案書」を活用し、会員のニーズを考慮して研修テーマを委員会で協議する。
- ③ 研修毎に参加人数及び参加率を集計し、満足度調査を実施して評価を行う。その評価結果に基づき委員会において反省と改善を行う。
- ④ 新規入会者研修と開業者研修を分けて実施するように仕組み作りを行うと共に、研修参加者を継続してフォローできる体制を整える。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。
- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。
- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、メディア広報、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。
- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。
- ⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回開催する。
- ② 労働研修会については、なお一層の努力を重ねて、労働行政にも意見交換会への参加を引き続き呼びかけ、充実の研修会となるよう努める。
- ③ 支部幹事会を年4回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。
- ④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。忘年会と懇親旅行とを交互に行うこととする。
- ⑤ 上記事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を判断して実施又は中止とする。

(2) 中予支部

- ① Beyondコロナを見据え、刻々と変わる世の中の変化に応じた研修等の実施方法を模索し、時流

に沿った実務に有益な内容の研修を行い、支部会員の資質の向上を図る。

・ 支部研修会を2回以上開催し、最新の法改正等実務的で社労士として必要な知識やスキルを身に付けられるような内容及び講師の選定を行う。

・ 支部研修会の講師は原則として関係行政機関の担当者等に依頼し、併せてその時々の情勢に対応した関係行政機関との意見交換会を開催することにより、担当者等との意思疎通の円滑化に努め、友好的な協力関係を築けるよう努める。

② 厚生事業等を通じて支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。

・ 入会歴の浅い会員や若手の会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテランから新入会員までが参加しやすく、参加した会員が有意義であったと思えるような厚生事業を企画する。

・ 支部幹事を中心に、厚生事業及び関係行政機関等との意見交換会への積極的な参加を会員に声掛けし、より多くの会員の相互交流を支援する。

③ 支部研修会の内容の選定、企画、運営及び行政への講師派遣の依頼を支部幹事各人が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材の育成を図る。

(3) 南予支部

支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うと共に、会員間の親睦を図り組織的な活動を行う、具体的な目標は次の通り。

① 「社会保険労務士会会則」及び「社会保険労務士倫理綱領」などの各種規定の確認、勉強会を行う。

② 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て実施する。

③ 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営を図る。

④ 会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。

⑤ 優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

(1) 相談員個々の相談対応の質の維持向上のために、研修会等を実施し、労働問題で苦慮する多くの人に有益な助言、情報提供を行うよう努める。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互に連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決に寄与する。

(2) 総合労働相談所設置規程及び「総合労働相談所 相談員の手引き」の見直しを図る。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) 総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。

(2) あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。

(2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。

(3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。

(4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。

(5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。

(6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。

(7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。

(8) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

(1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。

(2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。

(3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。

(4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。

① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。

② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。

③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。

(5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和3年度収入支出予算

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,726,000	0	0	33,726,000
入会金	750,000	0	0	750,000
会員会費	32,976,000	0	0	32,976,000
事業収入	21,286,000	201,300	2,400,000	23,887,300
年金事務所受託収入	21,186,000	0	0	21,186,000
鈴の年金相談センター(オフィス)受託収入	0	0	2,400,000	2,400,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	201,300	0	201,300
負担金収入	3,212,000	0	0	3,212,000
研修事業負担金	830,000	0	0	830,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	0	700,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	632,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	570,000
南予支部事業負担金	480,000	0	0	480,000
交付金収入	16,277,000	0	0	16,277,000
連合会等交付金等収入	1,525,000	0	0	1,525,000
各種団体交付金等収入	14,752,000	0	0	14,752,000
雑収入	275,000	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	270,000
事業活動収入計	74,776,000	201,300	2,400,000	77,377,300
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,941,000	0	0	6,941,000
人件費支出	22,310,000	156,300	600,000	23,066,300
給料手当	18,890,000	0	0	18,890,000
法定福利費	2,988,000	0	0	2,988,000
中退共掛金	432,000	0	0	432,000
謝金	0	156,300	600,000	756,300
事業費支出	54,224,000	45,000	1,800,000	56,069,000
研修費	4,600,000	0	500,000	5,100,000
広報宣伝費	2,230,000	0	350,000	2,580,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0
会報発行費	1,000,000	0	0	1,000,000
諸物頒布斡旋費	500,000	0	0	500,000
行政等連絡費	200,000	0	0	200,000
行政協力等費	21,187,000	0	0	21,187,000
会員厚生費	500,000	0	0	500,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
名簿発行費	250,000	0	0	250,000
会則等整備費	200,000	0	0	200,000
表彰費	100,000	0	0	100,000
東予支部費	1,450,000	0	0	1,450,000
中予支部費	2,000,000	0	0	2,000,000
南予支部費	880,000	0	0	880,000
租税公課	2,745,000	0	0	2,745,000
総会費	1,500,000	0	0	1,500,000
会議費	2,632,000	0	250,000	2,882,000
地域協議会費	1,500,000	0	0	1,500,000
賃借料	900,000	0	0	900,000
旅費交通費	300,000	0	100,000	400,000
印刷製本費	800,000	0	0	800,000
通信運搬費	1,000,000	0	200,000	1,200,000
涉外費	500,000	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	600,000
修繕費	300,000	0	0	300,000
支払利息	70,000	0	0	70,000
事務局費	3,000,000	45,000	300,000	3,345,000
消耗品費	0	0	100,000	100,000
記念事業費	0	0	0	0
予備費	2,500,000	0	0	2,500,000
事業活動支出計	85,975,000	201,300	2,400,000	88,576,300
事業活動収支差額	△ 11,199,000	0	0	△ 11,199,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	2,000,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,967,000			1,967,000
財務活動支出計	1,967,000	0	0	1,967,000
財務活動収支差額	△ 1,967,000	0	0	△ 1,967,000
当期収支差額	△ 15,166,000	0	0	△ 15,166,000
前期繰越収支差額	17,868,344	△ 2,109	0	17,866,235
次期繰越収支差額	2,702,344	△ 2,109	0	2,700,235

令和3年度収入支出予算

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

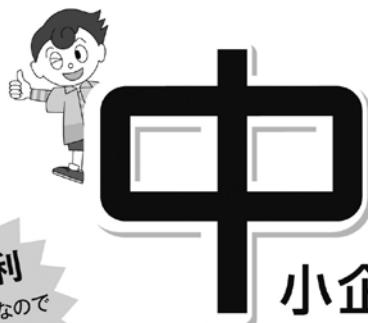
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,726,000	33,654,000	72,000	
入会金	750,000	750,000	0 (注1)	
会員会費	32,976,000	32,904,000	72,000 (注2)	
事業収入	21,286,000	22,558,000	△ 1,272,000	
年金事務所受託収入	21,186,000	22,458,000	△ 1,272,000 (注3)	
試験事務受託収入	100,000	100,000	0 (注4)	
負担金収入	3,212,000	3,242,000	△ 30,000	
研修事業負担金	830,000	830,000	0 (注5)	
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	632,000	632,000	0 (注6)	
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0 (注7)	
南予支部事業負担金	480,000	510,000	△ 30,000 (注8)	
交付金収入	16,277,000	17,355,000	△ 1,078,000	
連合会等交付金等収入	1,525,000	2,425,000	△ 900,000 (注9)	
各種団体交付金等収入	14,752,000	14,930,000	△ 178,000 (注10)	
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0 (注11)	
事業活動収入計	74,776,000	77,084,000	△ 2,308,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,941,000	6,930,000	11,000 (注12)	
人件費支出	22,310,000	22,290,000	20,000 (注13)	
給料手当	18,890,000	18,980,000	△ 90,000	
法定福利費	2,988,000	2,878,000	110,000	
中退共掛金	432,000	432,000	0	
事業費支出	54,224,000	58,794,000	△ 4,570,000	
研修費	4,600,000	4,250,000	350,000 (注14)	
広報宣伝費	2,230,000	2,230,000	0 (注15)	
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	100,000	0	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	1,000,000	1,000,000	0 (注16)	
諸物頒布斡旋費	500,000	500,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0 (注17)	
行政協力等費	21,187,000	22,459,000	△ 1,272,000 (注18)	
会員厚生費	500,000	500,000	0 (注19)	
名簿発行費	250,000	250,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会則等整備費	200,000	200,000	0	
表彰費	100,000	100,000	0	
東予支部費	1,450,000	1,450,000	0 (注20)	
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0 (注21)	
南予支部費	880,000	910,000	△ 30,000 (注22)	
租税公課	2,745,000	2,203,000	542,000 (注23)	
総会費	1,500,000	1,500,000	0	
会議費	2,632,000	2,882,000	△ 250,000 (注24)	
地域協議会費	1,500,000	2,400,000	△ 900,000 (注25)	
賃借料	900,000	900,000	0 (注26)	
旅費交通費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0 (注27)	
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0 (注28)	
涉外費	500,000	500,000	0 (注29)	
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	300,000	3,300,000	△ 3,000,000 (注30)	
支払利息	70,000	80,000	△ 10,000 (注31)	
事務局費	3,000,000	3,000,000	0 (注32)	
予備費 (収支 83,475,000 × 3% = 2,504,250)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	85,975,000	90,514,000	△ 4,539,000	
事業活動収支差額	△ 11,199,000	△ 13,430,000	2,231,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	500,000	0	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,967,000	1,958,000	9,000 (注33)	
財務活動支出計	1,967,000	1,958,000	9,000	
財務活動収支差額	△ 1,967,000	△ 1,958,000	△ 9,000	
当期収支差額	△ 15,166,000	△ 17,388,000	2,222,000	
前期繰越収支差額	17,868,344	13,288,950	4,579,394	
次期繰越収支差額	2,702,344	△ 4,099,050	6,801,394	

退職金で、会社にも従業員にも活力！



小企業

会社に有利
掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料も必要ありません。

退
職
金

安心・確実
国が掛金の一部を
助成します。

パートさんも
加入OK
パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。



カンタン管理
外部積立て管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

共
済
制
度

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

新入会員紹介



【氏名】 松本 浩
【支部】 中予
【年齢】 49歳
【開業／勤務／その他】 法人の社員

- ① 社会保険労務士となった動機
15年前に保険代理店を開業し業務を行う中で公的な保障について勉強する必要性を感じ資格取得にチャレンジしました。
- ② 自己紹介
大学卒業後10年間会社員として働き、その後上記の様に起業をして現在に至っています。
体を動かすことが好きで仕事以外では釣りとジョギングを楽しんでいます。
- ③ 今後の抱負
一つずつ新たな知識を身に付けながら今までの経験を生かして頑張っていきたいと思います。
- ④ 会への意見・要望
分からないことが多いので研修等積極的に参加したいと思っていますのでよろしくお願い致します。

ホームページの ご確認をお願いいたします

全国社会保険労務士会連合会や愛媛県社会保険労務士会の会員専用ページでは、各関係機関からの重要な周知事項や、事務局からのお知らせを随時掲載しています。

是非ご覧いただき、内容をご確認くださいま
すようお願いいたします。



全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）公務広域法人部
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025（受付：平日9時～17時）
・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険

で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2020年12月作成 20-TC07377

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

今後の行事予定

- 8/2(月) 事業委員会
- 8/6(金) 業務監察・広報委員会
- 8/12(木) 中予支部役員会
- 8/13(金) 理事会
- 9/22(水) 総務委員会
- 10/8(金) 南予支部役員会

会員の動き

〈個人会員〉 令和3年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	66	167	24	257
法人の社員	7	22	2	31
勤務	10	31	6	47
その他	6	20	0	26
勤務・その他合計	16	51	6	73
合計	89	240	32	361

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	6	15	1	22
上記の内、一人法人会員	3	6	0	9

編集後記

年度更新と算定基礎届も一段落してホッとしています。社労士の夏は年更、算定の後、8月の社労士試験で終わりを迎えます。勉強の成果を發揮して合格し、新たな社労士が増えることを期待しています。そして、今号より総務委員会のメンバーが新しくなりました。私自身、総務委員会は初めてでわからぬことだらけですが、新たに社労士となったときの気持ちを忘れずに取り組んでいきたいと思っています。会報は年に4回発行されます。引き続き会員の皆様に楽しんでいただけるよう努めてまいります。 (F)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井 康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社